

土木工事監督技術基準の読み替え事項の概要

1 改定概要

「簡易な工事」の解釈の変更

2 適用年月日

令和8年7月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用
※令和9年度標準仕様書の改定まで適用

読み替え表

土木工事監督技術基準において、下記のとおり読み替え事項を追加する。
この適用は、令和8年7月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

記載箇所	読み替え前(令和8年4月1日以降適用)	読み替え後(令和8年7月1日以降適用)
別表－ 1 施工計画書の 省略について	標準仕様書第 1 編 1-1-1-6 第 1 項のただし書の取扱は次のとおりとする。 1「簡易な工事」とは、設計金額が 500 万円未満の工事とする。ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは 除くものとする。 (1)指定工法、指定仮設のある工事 (2)施工時期及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事 (3)振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事 2 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のための緊急に対応する必要がある工事とする。	標準仕様書第 1 編 1-1-1-6 第 1 項のただし書の取扱は次のとおりとする。 1「簡易な工事」とは、設計金額1000万円未満の工事とする。ただし、監督員が必要とする場合は提出すること。施工計画書に記載する事項は、監督員と協議の上で項目を減らした簡易な施工計画書に変えることができる。 2 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のための緊急に対応する必要がある工事とする。